

留 監 第 7 9 号

令和 2 年 8 月 2 1 日

留萌市長 中 西 俊 司 様

留萌市監査委員 益 田 克 己

留萌市監査委員 村 上 均

令和元年度公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書の提出につ

いて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付  
された令和元年度資金不足比率を審査したので、別紙のとおりその意見を提出しま  
す。



## 令和元年度公営企業会計に係る資金不足比率審査意見書

### 1 審査の対象

令和元年度決算に基づき算定された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類。

### 2 審査の期間

令和2年8月6日から令和2年8月21日

### 3 審査の概要

この資金不足比率審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか否かを主眼として実施した。

### 4 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

#### 記

	資金不足比率	経営健全化基準	平成30年度 資金不足比率
港湾事業特別会計	— %	20.0 %	— %
下水道事業特別会計	— %	20.0 %	— %
水道事業会計	— %	20.0 %	— %
病院事業会計	9.9 %	20.0 %	8.3 %

## (2) 個別意見

### ① 港湾事業特別会計の資金不足比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料1）からもわかるとおり、歳入歳出差引額が0円で資金不足は無いが、この収支均衡は一般会計からの繰入金71,698千円により保たれているものである。

特別会計は本来特定の収入をもって特定の歳出に充てる仕組みのものであるから、事業運営の一層の効率化と積極的な収入確保に努め、一般会計からの繰り入れは、必要最小限にとどめるよう努力することが求められる。

### ② 下水道事業特別会計の資金不足比率について

留萌市各会計歳入歳出決算審査意見書に記載した歳入歳出決算総括表（資料1）からもわかるとおり、最終歳出差引額が0円で資金不足は無いが、この収支均衡は一般会計からの繰入金380,726千円により保たれているものである。

令和元年度は単年度収支もプラスマイナス0円となっており、収支不足は発生していないが、今後も事業運営の一層の効率化と積極的な収入確保に努められたい。

### ③ 水道事業会計の資金不足比率について

流動資産は372,442千円、流動負債は102,754千円（建設改良費等の財源に充てるための企業債245,345千円を除外し、固定負債に含まれるその他の企業債3,190千円を算入）となり、差し引き資金剰余額は269,688千円となることから、資金不足は発生せず、指摘すべき事項は無い。

### ④ 病院事業会計の資金不足比率について

流動資産1,423,431千円、流動負債1,864,327千円（建設改良費等の財源に充てるための企業債484,875千円を除外）で、440,896千円の資金不足額が発生し、資金不足比率は9.9%となり、前年度と比較すると1.6ポイントの上昇となった。

本年度以降も政策医療等の提供による収支不足の増大や医師不足など困難な状況が続くことが想定され、病院事業経営を取り巻く環境は非常に厳しい状況ではあるが、病院機能の維持・向上に向けた「新留萌市立病院改革プラン」に基づき目標達成への取り組みを着実に進め、良質な医療を継続して提供できるよう、一層安定した経営改善の確立を強く望むものである。